

NAO Letter

NAO 税理士法人

編集発行人 代表社員 店井 直樹

〒500-8335 岐阜市三歳町 4 - 2 - 10 TEL 058 (253) 5411代 FAX 058 (253) 6957

うめ

◆ 2月の税務と労務

国 税/令和2年分所得税の確定申告

2月16日~3月15日 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税/贈与税の申告 2月1日~3月15日

国 税/1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月1日

国 税/6月決算法人の中間申告 3月1日

国 税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 3月1日

国 税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人 税の確定申告及び納付 3月1日 (如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

B	一月一	一火一	一水一	木 4	金	-
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11 18 25	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	٠	٠	٠	٠	٠	•

地方税/固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 市町村の条例で定める日



インボイス制度特設サイト 国税庁がHP上で開設している、消費税の仕入税額控除の方式として導入される「インボイス制度」の情報サイト。制度のQ&A、関係通達、申請手続、概要の動画説明などが掲載されていて随時、更新されます。制度導入は令和5年10月1日ですが、インボイスの発行事業者の登録申請は今年10月1日から開始されます。

職場の紛争解決 援助制度



向お申合てる労パ均けい出、民パ働〕等 今け 民事上のトラブルバハワーハラスメント 当事者の ŀ により、 0) ■者と事業 ダイム労働 1 雇 - ラブル 0 用 が 一方または双方 一方または双方 一方または双方 業主 管 メント 理 職場 · 等 に 間 有 双方の場における。 ま で

調ど学の識 です ぞれ よる 可 で 能迅調助

助

、分けると都治 紛争解決援i の労ニ働 経 働験 助 徴種問 者、 を調 や類題、調をがの社停 道助 · 専門家) :委員 あります。 n 府 は 県度 労働 次 いのとおりなす。それのとおり 分務. 弁護 局 士な 士長 Þ

都道 (助言・指導・ 府 県 (労働 闘局長に 勧 よる 援

ます。 記述に解 停に比べると簡単な手 の流れにより行われた決してもらうことが 続 *

1 ができ、申 と出ます。 が は 事 把 を労 要とされ 境 提に必 聞 働 業 雇用 都 者 均等部 きます。 主 道 と事業主 環 n 0) 府 要が 申で立も てい ることもあり 境 Ī 県 • -立書等の文書は必も申出をすること 電 (室) 承 労 新主の双方 お手の双方 お手の双方 あ 対する事情聴取承を得た場合に e h 局 手紙援 労働者と 内容等のの一次方から話の 0) ます 処助を 雇 連絡 用 申環

> **(4)** 方、次問 決策を 題 双 が が援わ 解 実 決 わ助 します。 助 n の内

一方、り 切りとなります。一方、次の場合に が 本人 0 死亡、 は 人 援 0) 消 助 0) 滅 打

5

情重 **車なる要請にもかかわれるった場合** が申立者が非協力的 合 わ的 らず で、 事 度

ŋ が対聴困立取 立が著しく強く、私に応じない場へ 難 で あ る場 < 歩 み 寄

調 停 に よる

① 都道 関に援助 出 ジ 書 境 す [します。 から こちらを活用しま • (厚生労働省) 道府県労働 助してもらいたい場中立性の高い第三 中会議 ダウンロー 電子 (室) 申 0 局の雇 に ホーム 請 K す。 可 調 b 停 可 場 を 中月現 合 者 能 提 に機

調 次停 係 聴使事 0) 会 ように行 議 収(関係当事者かけを代表する者がいるの事情で 0) 開 催 わ 事情聴取れます。 公開 からいい

2

行すること |容に ると認

同

0)

事

の他参考人からの事業所に雇用され

のれ

意る

要が、

あ

ると認め

めら

れるとき

申

立

7

13

き、

心

要

が

あ

とき 見聴 労働 調 調 者その 停案 停案 取 **(**必 のの

に勧め 当事 る 受諾

を当

事

者

双

方

(3) ます。 することに 者 双 方が 問調 題 停案を受諾 が 解決

切りとなります 方、 次 0) 場合 は 調 停 打 ち

があった場合 当事 本人の死亡、 ず者間 で 和 解 人 が 成 0) 立 消 た

場合 か 協 力他 的 0) で 関 出 度 係 重 なる 事 者 説得 11 が 調 場 合 13 停 もに か 非

が対わ 小困難である場合 立ら 一が著出 日席しない 歩 み 寄

停案を受諾 L な 11 場 合

援 助 対 象 0) 追

次争 解 決 律に定められてい 0) 援 助 および 調 ま 停

- 児女雇 タ介用 有法等
- 1 期 雇 用 労 働

(一)の調行正 追停日 男女雇用機会均等法、追加が行われています。 停の対象者や対象となる事 目以降、紛争解決援助お上法が施行され、それぞれの これらの法律は令和二年に 事よのに 案び施改

育

児・介護休業法 児・介護休業法 別・介護休業法 として加わりました(すべての規模の企業においた(すべての規模の企業においた(すべての規模の企業において令和二年六月一日施行)。 は場におけるセクシャルハースメント

- ス ハメント 妊 出 産等に 関 する ハ ラ
- ハートタイム・ナロハラスメント 休 業等に 関
- たです 次働 法パ 0) (令事項 が 企 年 改 点正 四月一日施行工による変更 有 期 雇 用 行。 点 労

小

令

和

年

兀

1 者

をの 可 通 常 とする 0) の雇 申用 調が 1 停紛 1 の争 夕 申解 1 請決

本の間の不合理な待遇差や待遇の間の不合理な待遇差や待遇の相違の内容、理由に関するの相違の内容、理由に関するが動作、会社のです(令和二年六月一日施行。です(令和二年六月一日を設定、次の事項が改正による変更点です(令和二年六月一日を設定をした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上とした言動であって、業務上という。 象争事境 まとする!

(2)と 卜 -につい 労働者 理 な 援助および調停の対象な取扱いについて紛争理由とする解雇その他いての相談を行ったこおがパワーハラスメン

な 援 助

前

 \mathcal{O}

粋がる解しあも決 詳細は、厚かありますので の又は、で触れ は 介します。 は対象外とされておよび調停の対象れたもの以外にな 厚生労働 で、 いくつ 省 ホ 1 À ぺ

□ 都道府県労働局長によるージ等にてご確認ください。

1 助 女 雇

降格、雇用形態の変更、退職 を格、雇用形態の変更、退職 をとに関する性別による差別 が取扱い ・ 婚姻を理由とする解雇等、 が取扱い ・ 婚姻を理由とする解雇等、 がで、出産等を理由とする解雇等、 有児・介護休業法 育児・介護休業法 育児・介護休業法 で見ずる労働者と事業 獎格 募 男 女 、 集 女 集・ 雇用採用機 **休用、配置** 飛機会均等:

0) 1 1 夕 1 ム争 • 労

(3) よる 明の 示労 働 条件 手 常件のの 有 · 労働 び 期 賞 雇 者と 交り 用

する す ため労る 1 の取タ 転扱イ 換いム を 労 推 働

(4) メントの防 前勞 働 述 0) 防止お総 り合措 措 置パ推 等ワー 進 対ハ 象と ラス

ります。 されまし されまし は、次の対策助の対策がある。 **次のようなものがあい対象とならないもか道府県労働局長に**

ず項からと事業主 0 間 0) 紛

0) 逸 脱 が

など 決が出されている場てに係る紛争に関し 関し、 合

紛争なども調停の対象とはなりの紛争や労働者と労働者の間のの紛争や労働者と労働者の間のに関する紛争のように調停の対 調停の対象となる紛争は前述 調停の対象となる紛争は前述 調停の対象となる紛争は前述 との 共都調

割増賃金計算から除外する 賃金の留意点

労働者に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

割増賃金の計算の際、次の手当は、労働 と直接的な関係が薄く個人的事情に基づい て支給されていることなどにより計算の基 礎となる賃金から除外することができます。

家族手当/通勤手当/別居手当/子女教育手当/住宅手当/臨時に支払われた賃金/1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

なお、家族構成などに関係なく「家族手当」と名称をつけて割増賃金の計算基礎から除外をすることは認められないため注意 を要します。

労働基準法の通達を基に、家族手当・通 勤手当・住宅手当について割増賃金の計算 基礎から除外できるもの、除外できないも のの例を掲げます。

① 家族手当

- ・除外できる例…扶養家族のある労働者に 対し家族の人数に応じて支給するもの。
- ・除外できない例…扶養家族の有無、家族 の人数に関係なく一律に支給するもの。

② 通勤手当

- ・除外できる例…通勤に要した費用や距離 に応じて支給するもの。
- ・除外できない例…通勤に要した費用や通 勤距離に関係なく一律に支給するもの (例:距離に関わらず一律300円支給)。

③ 住宅手当

- ・除外できる例…住宅に要する費用に定率 を乗じた額を支給、住宅費を段階的に区 分し、住宅費に応じて変動するもの。
- ・除外できない例…住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの(例:賃貸2万円・ 持家1万円支給や住宅形態に関係なく全 員に定額支給など)。

治療と仕事の両立支援助成金のご案内

ことがっ 糖尿 1 2 続 が て治療が必要となる傷病。 できる制度です。 病 病休暇 間 h 肝炎などの 単位 脳卒中、 などの の年 導入した場合 次有)反復 を 1 援 Ō 受け 筋 疾 両 制 [立支 の 成 • 特

者健 くださ 上で 詳 Ľ康安全機構の 計細および最な ワ 「産業保健関 ĺド 検 の新 ょ 係 ホ情 勆 報 ムは 金 \sim I ジ

ます。 したときに二〇万円が支給され 活用コースがあり、要件を満た なお、環境整備コースと制度 勤務などの勤務制度。 時差出勤・短時間勤務・在宅

障害者の法定雇用率引き上げ

従業員が一定数以上の規模の事業主は、 従業員に占める身体障害者・知的障害者・ 精神障害者の割合を「法定雇用率」以上に する義務があります。

令和3年3月1日から法定雇用率が次のように引き上げられます。

・民間企業 2.3% (2.2%)

・国、地方公共団体等 2.6% (2.5%)

・都道府県等の教育委員会 2.5% (2.4%) ※ カッコ内は引上げ前

これにより障害者を雇い入れる義務のある事業主の範囲が、従業員数43.5人(従来は45.5人)以上の事業主となります。

障害者を雇用する義務のある事業主が行うものとして、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告(義務)、障害者雇用推進者の選任(努力義務)などがありますので、法定雇用率引上げにより新たに障害者の雇用義務が生じた事業主は注意を要します。